

2017 年度

## 特待生入試 C 日程

### 刑事法問題

#### 注 意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は 4 ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

## 【 刑事訴訟法 】

捜査官が、犯行現場に被害者Vを立ち合わせて実況見分を行い、現場の状況とVによる被害状況の説明を記録した実況見分調書の証拠能力について論ぜよ。解答は、茶色の解答用紙にしるせ。

## 【 刑 法 】

次の[事例]を読み、X及びYの罪責について論ぜよ。解答は、青色の解答用紙(その1, その2)にしるせ。

### [事例]

Xは、知人の暴力団関係者Aに、プリペイド式携帯電話機(以下、本件携帯と略)を複数台調達することを依頼された。そこでXは、知人のYに対して、本件携帯を複数台購入してAに売却すれば小遣い稼ぎができる旨を話したところ、YはXに協力する旨述べた。そこで、X及びYは共謀の上、12月1日に、一人当たり4台まで(但し1日で2台まで)本件携帯を購入することができる携帯電話会社Bの西池袋店Cに立ち入り、同店店長Dに対して、第三者に無断で譲渡する目的を秘したままで本件携帯を2台ずつ購入したい旨申し向け、身分証明書を提示して本人確認を受け、契約申込書を提出して、Dから本件携帯を2台ずつ交付され、X及びYは、それぞれ本件携帯の代金(2台で1万円)を支払った。

12月3日に、XとYは店の前で合流して再びC店に赴いて本件携帯を2台ずつ購入する予定であったが、Yから遅れる旨の連絡があり、Xは店の近くで待つ旨を告げて電話を切った。しかし、Yが中々やってこないため、Xは先に一人でC店に立ち入り、Dに対して、先日と同様に、本件携帯を2台購入したい旨申し向けた。ところが、Dは、前々日にXが来店し本件携帯を購入したことを記憶していたため、数日のうちに4台もの本件携帯を購入しようとする事について違和感を覚え、Xに対して、「お客様、大変申し訳ありませんが、お客様は2日前にも本件携帯を2台購入されていらっしゃるんですよ。具体的な用途について、差し支えなければお尋ねしてもよろしいですか」と述べた。これを聞いたXは、とっさにごまかすことができず、「いや、特に。もういいよ」と述べて、C店を立ち去った。

その後、XはC店から歩いて15分ほどかかる場所にある、Bの東池袋店Eに立ち入り、同店店長Fに対して、第三者に無断で譲渡する目的を秘したままで本件携帯を2台購入したい旨申し向けたが、同じB会社の支店であるため、2日前にも本件携帯を2台購入したことが明らかになると何か尋ねられるかもしれないと考えて、普段から携帯している実在しない架空の人物であるG名義の偽造の身分証明書を提示して本人確認を受け、契約申込書にG名義で記入している最中に、Yから電話がかかってきたため、E店にいる旨を告げて電話を切り、契約申込書をFに手渡した。Fが契約書類を作成している最中にYがやって来たため、XはYに小声でこれまでの事情を告げた。しかし、Xに急用ができたところ、Fから、本件携帯の引き渡しには多少時間がかかる旨告げられたため、XはYに対して、

自分の代わりに本件携帯を受け取るように述べ、また、Fに対して、Yに本件携帯を引き渡すように述べた。

XがE店を立ち去ってから10分後に、本件携帯を引き渡す準備が整い、FはYに本件携帯2台を交付し、Yは代金1万円を支払ってこれを受け取り、E店を立ち去った。

なお、携帯電話不正利用防止法7条1項は、「契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。」と定めており、第三者への無断譲渡を禁じている。また、Bは、契約約款中に当該携帯を第三者に無断で譲渡することを不正行為として取扱う旨定め、契約申込書の注意事項にその点を明記しており、各店舗の店長にもこの方針を徹底するように再三指導し、D及びFもこの方針を遵守していた。